

5. 服務の状況

(1) 職務専念義務免除の概要

- ・ 研修を受ける場合
- ・ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ・ 上記のほか、任命権者が定める場合（特例）
 - ① 伝染病予防法（明治30年法律第36号）の規定による交通遮断又は隔離により、勤務が不可能となった場合
 - ② 風、水、震、火災その他の非常災害による職員の現住居の滅失又は破壊の場合
 - ③ 風、水、震、火災その他の非常災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合
 - ④ 交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務が不可能となった場合
 - ⑤ 証人、鑑定人及び参考人として官公署の呼び出しに応ずる場合
 - ⑥ 選挙権、その他の公民として権利を行使し、義務を履行する場合
 - ⑦ 町の特別職としての職を兼ね、その職に関する事務を行う場合
 - ⑧ 職務に関連する国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に関する事務を行う場合
 - ⑨ 町の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
 - ⑩ 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受け講演、講義を行う場合
 - ⑪ 職務上の教養を目的とする講習会、講演その他これらに類するものであって、国、道、町又はその他の地方公共団体、学校が行うものに参加する場合
 - ⑫ 職務遂行上必要な国又は地方公共団体の実施する競争試験その他の試験を受ける場合
 - ⑬ 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第49条の2第1項の規定により不利益処分について不服の申立てをし、及びその審理に出頭する場合
 - ⑭ 法第55条第11項の規定による不満の表明又は意見の申出をする場合
 - ⑮ 前各号に掲げるもののほか、町長が特に認める場合